

平成31年度福岡家庭裁判所裁判事務の分配、裁判官の配置、 代理順序及び開廷等日割

平成31年4月1日現在

第1 本 庁

1 裁判事務の分配

(1) 家事部

ア 事務の分担

家事事件及び訴訟等事件

イ 裁判官に対する裁判事務の分配

(ア) 合議制

(イ) 一人制

別表1「本庁家事事件事務分配割合表」記載のとおり分配する。

(2) 少年部

ア 事務の分担

少年事件

イ 裁判官に対する裁判事務の分配

(ア) 合議制

(イ) 一人制

別表2「本庁少年事件事務分配割合表」記載のとおり分配する。

(3) 事件の配布方法

各事件は、次の定めによるほか、受理の順序に従い、当該事件を担当する各裁判官の割合により順次配布する。

ア 家事事件・訴訟等事件及び少年事件

(ア) 特別配布、配布停止及びその解除、期間を限った配布割合の変更は、裁判官の間の協議による。

(イ) 他の裁判官が担当している事件と関連のある事件及び複数当事者等のため特別な処理を必要とする事件については、裁判官の間の協議又は別に申し合わせるところによる。

イ 家事事件・訴訟等事件

(ア) 寄与分事件は、基本事件である遺産分割事件の担当裁判官に、当事者を同じくする等の関連事件は、最も早く受理した事件の担当裁判官に、配布する。

(イ) 割合の定めにかかわらず、家事事件手続法274条による家事調停事件は調停に付した家事審判事件又は人事訴訟事件の担当裁判官

が、同法272条4項により申立てがあったとみなされた家事審判事件は不成立となった家事調停事件の担当裁判官が、それぞれ担当する。

- (ウ) 差戻しを受けた事件は、別表1記載の事件類型ごとに、原審を担当した裁判官以外の裁判官に、同表記載の割合と同じ割合で配布する。
- (エ) 再審事件は、別表1記載の事件類型ごとに、同表記載の割合と同じ割合で順次配布する。
- (オ) 家事雑事件は、基本事件の担当裁判官が担当し、基本事件がない場合は、別に申し合わせるほかは、別表1記載の事件類型ごとに同表記載の割合と同じ割合で順次配布する。
- (カ) 家事共助事件は、別表1記載の事件類型ごとに、同表記載の割合と同じ割合で順次配布する。
- (キ) 不在者財産管理及び相続財産管理に関する審判事件（これに関連する事務処理を含む。）の担当については、別に申し合わせるところによる。
- (ク) 甘木出張所において調停を行う旨の決定をした調停事件については、別に申し合わせるところによる。

ウ 少年事件

- (ア) 抗告審から差し戻され又は移送された少年事件は、原審担当裁判官以外の裁判官に配布する。
- (イ) 令状請求事件及び児童虐待の防止等に関する法律に規定する臨検搜索許可状請求事件並びに観護措置（同行状により同行されたものを含む。），観護措置に対する異議申立事件、みなし勾留における国選弁護人の選任手続及び裁量による国選付添人の選任手続（少年法22条の3第2項）は、別に申し合わせるところによる。

2 裁判官の配置

(1) 家事部

ア 合議制

裁判長	判事（部総括）	藤田光代
	判事	武野康代
	判事	富張真紀
	判事	古市朋子
	判事	吉野内謙志
	判事補（特）	岡田卓
	判事補（特）	琴岡佳美

判事補（特） 権山倫尚

合議事件は、判事（部総括）藤田光代を裁判長とし、上記裁判官の協議により合議体を構成して処理する。

イ 一人制

判事（所長）	岸和田 羊一
判事（部総括）	藤田 光代
判事	向野 剛
判事	武野 康代
判事	富張 真紀
判事	古市 朋子
判事	吉野内 謙志
判事補（特）	岡田 卓
判事補（特）	琴岡 佳美
判事補（特）	権山倫尚

(2) 少年部

ア 合議制

裁判長	判事（部総括）	向野 剛
	判事	武野 康代
	判事	富張 真紀
	判事	古市 朋子
	判事	吉野内 謙志
	判事補（特）	岡田 卓
	判事補（特）	琴岡 佳美
	判事補（特）	権山倫尚

合議事件は、判事（部総括）向野剛を裁判長とし、上記裁判官の協議又は別に申し合わせるところにより、合議体を構成して処理する。

イ 一人制

判事（部総括）	向野 剛
判事補（特）	権山倫尚

3 代理順序

(1) 司法行政事務

ア 所長に差し支えがあるときの司法行政事務は、判事（部総括）藤田光代、判事（部総括）向野剛が順次代理する。

イ 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が当該部の配置順序に従って順次代理し、

なお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(2) 裁判事務

ア 裁判長に差し支えがあるときは、それぞれ当該部の判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が第1の2の配置順序に従って順次代理し、なお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

イ 部員である裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

4 開廷等日割

(1) 合議事件

随時

(2) 家事一人制事件

ア 家事審判事件

判事（所長）	岸和田 羊一	随時
判事（部総括）	藤田 光代	木曜日
判事	向野 剛	随時
判事	武野 康代	水曜日
判事	富張 真紀	木曜日
判事	古市 朋子	火曜日
判事	吉野内 謙志	随時
判事補（特）	岡田 卓	随時
判事補（特）	琴岡 佳美	月曜日
判事補（特）	樺山 優尚	随時

イ 家事調停事件

判事（部総括）	藤田 光代	火・水・金曜日
判事	武野 康代	火・木・金曜日
判事	富張 真紀	月・水・金曜日
判事	古市 朋子	月・水・木曜日
判事補（特）	琴岡 佳美	月・火・木曜日

ウ 人事訴訟事件、通常訴訟事件

判事	吉野内 謙志	月・木曜日
判事補（特）	岡田 卓	火・金曜日
判事補（特）	琴岡 佳美	水曜日

(3) 少年一人制事件

少年保護事件、準少年保護事件

判事（部総括）	向野 剛	月・火・木・金曜日
判事補（特）	樺山 優尚	月・火・木・金曜日

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第2 飯塚支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

- (1) 家事事件及び訴訟等事件 判事（支部長） 高橋亮介
合議事件は、判事（支部長）高橋亮介を裁判長とし、その都度、飯塚支部在勤裁判官で構成して処理する。
- (2) 少年事件 判事（支部長） 高橋亮介
判事 榎木有紀
判事補（特） 鈴木拓磨

合議事件は、判事（支部長）高橋亮介を裁判長とし、上記裁判官で構成して処理する。

2 裁判官に対する裁判事務の分配

- (1) 家事事件及び訴訟等事件 判事（支部長） 高橋亮介
- (2) 少年事件
別表3「飯塚支部少年事件事務分配割合表」記載のとおり分配する。
- (3) 方法

ア 各事件は、前記第1の1の(3)ア、ウ(ア)記載の定めと同様とするほか、受理の順序に従い、当該事件を担当する各裁判官の割合により順次分配する。

イ 執務時間外の令状請求事件及び観護措置、みなし勾留における国選弁護人の選任手続及び裁量による国選付添人の選任手続並びに児童虐待の防止等に関する法律に定める臨検捜索許可状請求事件の処理は、直方支部及び田川支部の裁判官を加えた全裁判官で申し合わせることによる。

3 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務は、判事榎木有紀、判事補（特）鈴木拓磨が順次代理する。
- (2) 裁判長に差し支えがあるときは、判事榎木有紀、判事補（特）鈴木拓磨が順次代理する。
- (3) 裁判官に差し支えがあるときの裁判事務は、支部長の指名する裁判官が代理する。
- (4) 合議事件につき、合議体を構成できない場合は、直方支部又は田川支部の裁判官のてん補を受けて、合議体を構成して処理する。
- (5) 以上をもってもなお、合議事件につき、合議体を構成できないときは、

所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官ないし福岡地方裁判所本庁に配置された家庭裁判所兼務のある裁判官が代理する。

4 開廷等日割

- (1) 家事審判事件 火・金曜日
- (2) 家事調停事件 火・金曜日
- (3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件 水・木曜日
- (4) 少年保護事件 月・火・水・木・金曜日

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第3 直方支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

家事事件及び訴訟等事件 判事（支部長）向井敬二

2 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、飯塚支部長の指名する同支部の裁判官が代理し、なお差し支えがあるときは、田川支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。
- (2) 以上をもってなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官が代理する。

3 開廷等日割

- (1) 家事審判事件 月曜日
- (2) 家事調停事件 月曜日
- (3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件 火・木曜日

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第4 久留米支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

- | | | |
|-----------------|---------|--------|
| (1) 家事事件及び訴訟等事件 | 判事（支部長） | 岡田 健 |
| | 判事 | 田中 健司 |
| | 判事 | 田辺 麻里子 |
| | 判事 | 向 健志 |
| | 判事 | 三田 健太郎 |
| | 判事補（特） | 大西 正悟 |

合議事件は、判事（支部長）岡田健を裁判長とし、上記裁判官の協議により合議体を構成して処理する。

(2) 少年事件	判事（支部長）	岡田 健
	判事	田中 健司
	判事	三田 健太郎
	判事補（特）	大西 正悟

合議事件は、判事田中健司を裁判長とし、判事三田健太郎及び判事補（特）大西正悟で合議体を構成して処理する。

2 裁判官に対する裁判事務の分配

(1) 家事事件及び訴訟等事件

別表4「久留米支部家事事件事務分配割合表」のとおり分配する。

(2) 少年事件

別表5「久留米支部少年事件事務分配割合表」記載のとおり分配する。

(3) 方法

ア 各事件は、前記第1の1の(3)のア、イ(ア)ないし(エ)、ウ(ア)記載の定めと同様とするほか（ただし、「別表1」を「別表4」と読み替える。），受理の順序に従い、当該事件を担当する各裁判官の割合により順次分配する。

イ 執務時間外の令状請求事件、観護措置、みなし勾留における国選弁護人の選任手続及び裁量による国選付添人の選任手続並びに児童虐待の防止等に関する法律に定める臨検捜索許可状の請求事件の処理は、柳川支部及び大牟田支部の裁判官を加えた全裁判官で申し合わせるところによる。

3 代理順序

(1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務は、判事田中健司、判事田辺麻里子が順次代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

(2) 裁判長に差し支えがあるときは、判事田中健司、判事田辺麻里子が順次代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

(3) 裁判官に差し支えがあるときの裁判事務は、支部長の指名する裁判官が代理する。

(4) 合議事件につき、合議体が構成できない場合は、柳川支部又は大牟田支部の裁判官のてん補を受けて、合議体を構成して処理する。

(5) 以上をもってなお、合議事件につき合議体を構成できないときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官又は福岡地方裁判所本庁に配置された家庭裁判所兼務のある裁判官が代理する。

4 開廷等日割

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 家事審判事件 | 隨時 |
| (2) 家事調停事件 | 火・水・木・金曜日 |
| (3) 人事訴訟事件, 通常訴訟事件 | 火・水・木・金曜日 |
| (4) 少年保護事件 | 月・水曜日 |

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第5 柳川支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

家事事件及び訴訟等事件 判事（支部長）坂本 隆一

2 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、大牟田支部の裁判官が代理し、同支部の裁判官に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。
- (2) 以上をもってなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官が代理する。

3 開廷等日割

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 家事審判事件 | 水・金曜日 |
| (2) 家事調停事件 | 水・金曜日 |
| (3) 人事訴訟事件, 通常訴訟事件 | 月・木曜日 |

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第6 大牟田支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

家事事件及び訴訟等事件 判事（支部長）秋本 昌彦

2 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、柳川支部の裁判官が代理し、同支部の裁判官に差し支えがあるときは、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。
- (2) 以上をもってなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官が代理する。

3 開廷等日割

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 家事審判事件 | 月・水曜日 |
| (2) 家事調停事件 | 月・水曜日 |
| (3) 人事訴訟事件, 通常訴訟事件 | 火・金曜日 |

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第7 八女支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

家事事件及び訴訟等事件 判事 向 健 志 (てん補)

2 代理順序

- (1) 裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務及び裁判事務は、久留米支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。
- (2) 以上をもってなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官が代理する。

3 開廷等日割

- (1) 家事審判事件 火・木曜日
- (2) 家事調停事件 火・木曜日
- (3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件 月・水曜日

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

第8 小倉支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

- (1) 家事事件及び訴訟等事件 判事（支部長）青木亮
判事 佐々木信俊
判事 大原純平
判事補（特）三好治
判事補 高野将人
判事補 坪田良佳

合議事件は、裁判長を判事佐々木信俊とし、判事（支部長）青木亮を除くその余の上記裁判官で合議体を構成して処理する。

- (2) 少年事件 判事（支部長）青木亮
判事 佐々木信俊
判事 大原純平
判事補（特）三好治
判事補 君塚知弥子
判事補 加島一十

合議事件は、裁判長を判事佐々木信俊とし、判事（支部長）青木亮を除くその余の上記裁判官で合議体を構成して処理する。

2 裁判官に対する裁判事務の分配

(1) 家事事件及び訴訟等事件

別表6 「小倉支部家事事件事務分配割合表」記載のとおり分配する。

(2) 少年事件

別表7 「小倉支部少年事件事務分配割合表」記載のとおり分配する。

(3) 方法

ア 各事件は、第1の1の(3)ア、イ(ア)ないし(エ)、ウ(ア)記載の定めと同様とするほか（ただし、「別表1」を「別表6」と読み替える。），受理の順序に従い、当該事件を担当する各裁判官の割合により順次分配する。

イ 令状請求事件及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に定める臨検捜索許可状の請求事件、観護措置、観護措置決定（合議体で同決定をした場合を含む。）に対する異議申立事件、みなし勾留における国選弁護人の選任手続及び裁量による国選付添人の選任手続（少年法22条の3第2項）については、別に申し合わせるところによる。

3 代理順序

(1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務は、判事佐々木信俊が代理し、判事佐々木信俊に差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

(2) 裁判長に差し支えがあるときは、判事（判事補の職権の特例等に関する法律第1条の規定によって、判事の権限を有する者を含む。）が、第8の1の配置順序に従ってそれぞれ代理し、なお差し支えがあるときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

(3) 裁判官に差し支えがあるときの裁判事務は、支部長の指名する裁判官が代理する。

(4) 以上をもってなお合議事件につき合議体を構成できないときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官又は福岡地方裁判所本庁に配置された家庭裁判所兼務のある裁判官が代理する。

4 開廷等日割

(1) 合議事件

随時

(2) 家事一人制事件

ア 家事審判事件

随時

イ 家事調停事件

判事（支部長）青木亮

月・木・金曜日

（ただし、金曜日は臨時開廷）

判事 佐々木信俊

火・木曜日

判事 大原純平

水・金曜日

判事補（特）	三好治	月・水曜日
ウ 人事訴訟事件，通常訴訟事件		
判事	佐々木信俊	水・金曜日
判事	大原純平	火・木曜日
(3) 少年一人制事件		
少年保護事件，準少年保護事件		
判事（支部長）	青木亮	水曜日
判事	佐々木信俊	金曜日
判事	大原純平	水・金曜日
判事補（特）	三好治	月・火・水・木曜日
ただし，急を要する事件については，隨時，審判若しくは調停を行い，又は開廷する。		

第9 行橋支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

- (1) 家事審判事件（別表第一事件及び別表第二事件のうち12ないし14項の事件〔以下「遺産分割関連事件」という。〕），家事調停事件（遺産分割関連事件）

判事（支部長） 長尾洋子

- (2) 家事審判事件（遺産分割関連事件を除く別表第二事件），家事調停事件（遺産分割関連事件を除く。），人事訴訟，通常訴訟事件

判事 長尾崇

（てん補）

(3) 前記(1)及び(2)以外の事件は，基本事件の担当裁判官が担当し，基本事件がない場合は，判事（支部長）長尾洋子が担当する。

2 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときの司法行政事務については，小倉支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。
- (2) 裁判官に差し支えがあるときの裁判事務は，行橋支部配置の裁判官が交互に代理し，なお差し支えあるときは，小倉支部長の指名する同支部の裁判官が代理する。

3 開廷等日割

- (1) 家事審判事件 火・木曜日
- (2) 家事調停事件 火・木曜日
- (3) 人事訴訟事件，通常訴訟事件 火・木曜日

ただし，急を要する事件については，隨時，審判若しくは調停を行い，又

は開廷する。

第10 田川支部

1 裁判事務の分配及び裁判官の配置

- | | | |
|-----------------|---------|------|
| (1) 家事事件及び訴訟等事件 | 判事(支部長) | 柳木純一 |
| (2) (裁判事務の分配なし) | 判事 | 長尾崇 |

2 代理順序

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、司法行政事務及び裁判事務は、判事長尾崇が代理し、なお差し支えがあるときは、飯塚支部長の指名する同支部の裁判官、直方支部の裁判官が順次代理する。
- (2) 以上をもってなお差し支えがあるときは、所長の指名する福岡家庭裁判所本庁に配置された裁判官が代理する。

3 開廷等日割

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 家事審判事件 | 水曜日 |
| (2) 家事調停事件 | 金曜日・火曜日（臨時） |
| (3) 人事訴訟事件、通常訴訟事件 | 月曜日・木曜日（臨時） |

ただし、急を要する事件については、隨時、審判若しくは調停を行い、又は開廷する。

(別表 1)

本庁家事事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	審判事件								調停事件		人事訴訟関係事件		
	後見等 関係事件	子の氏 の変更 事件	財産管 理事件	相続放 棄申述 等事件	児童福 祉法28条 事件等 (※1)	その他の 別表第一 事件 (※2)	遺産分 割事件 (※3)	その他の 別表第二 事件 (※4)	遺産分 割事件 (※3)	その他の 調停 事件 (※5)	人事訴 訟事件	通常訴 訟事件	保全命 令申立 事件
判事(所長) 岸和田羊一	2/20												
判事(部総括) 藤田光代	2/20						2/15	8/40	2/15	8/40			
判事 向野 剛		1/2	1/2	1/2		1/2							
判事 武野康代					2/20		3/15	11/40	3/15	11/40			
判事 富張真紀	2/20						3/15	6/40	3/15	6/40			
判事 古市朋子							4/15	11/40	4/15	11/40			
判事 吉野内謙志	7/20				9/20						2/5	2/5	2/5
判事補(特) 岡田 卓	7/20				9/20						2/5	2/5	2/5
判事補(特) 琴岡佳美							3/15	4/40	3/15	4/40	1/5	1/5	1/5
判事補(特) 樺山倫尚		1/2	1/2	1/2		1/2							

※1 「児童福祉法28条事件等」とは、別表第一審判事件のうち、児童福祉法28条事件及び同法33条事件並びに「親権喪失、親権停止又は管理権喪失」、「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し」及び「親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可」に関する事件をいう。

※2 「その他の別表第一事件」とは、別表第一審判事件のうち、後見等関係事件、子の氏の変更事件、財産管理事件、相続放棄申述等事件及び児童福祉法28条事件等を除く事件をいう。

※3 「遺産分割事件」とは、遺産分割事件、寄与分事件、遺留分減殺事件及び祭祀承継者指定(相続)事件をいう。

※4 「その他の別表第二事件」とは、別表第二審判事件のうち、遺産分割事件を除く事件をいう。

※5 「その他の調停事件」とは、遺産分割事件を除き、審判移行した事件を含む事件をいう。

(別表 2)

本庁少年事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	少年保護事件					準少年 保護事件	共助事件	雑事件 (※ 3)			
	一般(※ 1)		道路交通関係(※ 2)								
	在宅	身柄	在宅	身柄	反則金 不納付						
判事(部総括) 向野 剛	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2		1 / 2	1 / 2	1 / 2			
判事補(特) 樺山倫尚	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	全部	1 / 2	1 / 2	1 / 2			

※ 1 「一般保護事件」とは、道路交通関係事件を除く事件をいう。

※ 2 「道路交通関係事件」とは、道路交通法、自動車損害賠償保障法、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律各違反事件、車両運転による刑法第209条第1項、第210条、第211条違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件をいう。

※ 3 「雑事件」とは、本文第1の1の(3)ウイ記載の事件を除く雑事件をいう。

(別表 3)

飯塚支部少年事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	少年保護事件					準少年保護事件	令状請求・観護措置	共助事件	雑事件 (※4)				
	一般(※1)		道路交通関係(※2)										
	在宅	身柄	在宅	身柄	集団審判手続 (※3)								
判事 (支部長) 高橋亮介		1／5		1／5		1／3	1／5						
判事 棚木有紀	1／2	2／5	1／2	2／5	1／2	1／3	2／5	1／2	1／2				
判事補 (特) 鈴木拓磨	1／2	2／5	1／2	2／5	1／2	1／3	2／5	1／2	1／2				

※1 「一般保護事件」とは、道路交通関係事件を除く事件をいう。

※2 「道路交通関係事件」とは、道路交通法、自動車損害賠償保障法、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律各違反事件、車両運転による刑法第209条第1項、第210条、第211条違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件をいう。

※3 「集団審判手続」は、判事棚木有紀と判事補 (特) 鈴木拓磨が月ごとに交替する。

※4 「雑事件」とは、本文第2の2の(3)イ記載の事件を除く雑事件をいう。

(別表4)

久留米支部家事事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	審判事件・調停事件			人事訴訟関係事件			家事共助事件・雑事件(※1) 再審	
	別表第一事件	別表第二事件審判・調停(保全処分を含む。)	監護者指定及び子の引渡しの審判等(※2)を除く事件(※2)	一般調停事件	人事訴訟事件	通常訴訟事件	保全命令事件	
判事(支部長) 岡田 健	1/2	2/4	全部	2/4			全部	全部
判事 田中健司	1/2	1/4		1/4				
判事 向 健志		1/4		1/4				
判事 田辺麻里子					1/2	1/2		1/2
判事 三田健太郎					1/2	1/2		1/2
判事補(特) 大西正悟								

※1 雜事件とは、基本事件のない家事雑事件をいう。

※2 監護者指定及び子の引渡しの審判(調停から移行したもの)を除く。以下同じ。)並びに同審判を本案とする保全処分(同審判を調停に付す際に付隨している保全処分を含む。)

(別表 5)

久留米支部少年事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	少年保護事件			準少年保護事件	令状請求・観護措置	共助事件	雑事件 (※ 3)
	一般(※ 1) 在宅・身柄	道路交通関係(※ 2) 在宅・身柄	少年法 20 条決定				
判事 田中健司	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2		
判事補 (特) 大西正悟	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2	全部	全部

※ 1 「一般保護事件」とは、道路交通関係事件を除く事件をいう。

※ 2 「道路交通関係事件」とは、道路交通法、自動車損害賠償保障法、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律各違反事件、車両運転による刑法第 209 条第 1 項、第 210 条、第 211 条違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件をいう。

※ 3 「雑事件」とは、本文第 4 の 2 の(3)イ記載の事件を除く雑事件をいう。

(別表6)

小倉支部家事事件事務分配割合表

事件類型 裁判官 の配置	審判事件		調停事件	人事訴訟関係事件				家事雑事 件 (※1)
	別表第一 事件	別表第二 事件	調停事件	人事訴訟事 件	通常訴 訟事件	保全命 令事件	家事共助 事件	
判事(支部長) 青木 亮			4/20					
判事 佐々木信俊	1/3	1/3	7/20	9/20	1/2	1/2	1/2	1/2
判事 大原純平	1/3	1/3	4/20	11/20	1/2	1/2	1/2	1/2
判事補(特) 三好 治	1/3	1/3	5/20					

※1 家事雑事件は、基本事件の担当裁判官が担当し、基本事件のない雑事件は、本事務分配割合表により配布する。

(別表7)

小倉支部少年事件事務分配割合表

事件類型 裁判官の配置	少年保護事件				準少年保 護事件	共助事件	雑事件 (※3)
	一般※1 在宅	身柄	道路交通関係※2 在宅	身柄			
判事(支部長) 青木 亮	2 / 20						
判事 佐々木信俊	3 / 20	3 / 20	3 / 20	3 / 20	1 / 4		1 / 4
判事 大原純平	3 / 20	3 / 20	3 / 20	3 / 20	1 / 4		
判事補(特) 三好 治	12 / 20	14 / 20	14 / 20	14 / 20	2 / 4	全部	3 / 4

※1 「一般保護事件」とは、道路交通関係事件を除く事件をいう。

※2 「道路交通関係事件」とは、道路交通法、自動車損害賠償保障法、道路運送車両法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律各違反事件、車両運転による刑法第209条第1項、第210条、第211条違反事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件をいう。

※3 「雑事件」とは、本文第8の2の(3)イ記載の事件を除く雑事件をいう。